



ひと、暮らし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://isite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

Press Release

宮城労働局発表  
令和8年5月28日

報道関係者各位

【照会先】

宮城労働局労働基準部健康安全課  
健康安全課長 二木 多賀子  
地方産業安全専門官 高梨 雅文  
(電話) 022-299-8839

## 令和8年度 全国安全週間の実施について

宮城労働局（局長 <sup>まつせ</sup>松瀬 <sup>たかひろ</sup>貴裕）は、7月1日から7日の期間中に全国安全週間（準備期間6月1日から6月30日まで）を実施します。

### 《全国安全週間》

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全意識の高揚、安全活動の定着を目的として一度も中断することなく続けられ、今年度で99回目を迎えます。

### 《令和8年度「全国安全週間」スローガン》

## 多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場

今年度のスローガンは、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害、墜落・転落などの死亡災害を減らし、労働者一人一人が安全に働くことできる職場環境を築くために、令和5年度からスタートしている第14次労働災害防止推進計画に基づく施策の着実な実施、労使一丸となった取組を呼び掛けるものです。

また、宮城労働局では、事業主に対して安全週間期間中の安全大会や安全パトロール等の実施、事業場の安全意識の高揚を図るための「SafeworK 向上宣言」の取組を広く呼び掛けます。

**実施期間** 準備期間6月1日から6月30日まで、本週間7月1日から7月7日まで

**実施内容** 「令和8年度 宮城における全国安全週間実施要綱」・・・資料1参照

### 《宮城労働局における期間中の取組について》

- 6月 管下労働基準監督署において建設工事現場一斉監督を実施します。
- 6月 管下労働基準監督署においてハローワークと連携した外国人労働者を使用する事業場へのパトロールを実施します。
- 6月中旬 建設業無災害表彰伝達式を開催します。
- 6月18日(木) 熱中症防止説明会（オンライン）を開催します。
- 7月2日(木) 宮城労働局長による公開安全衛生パトロールを実施します。
- 7月6日(月) 令和8年度産業安全衛生宮城大会を開催します。

### 《労働災害発生状況について》 ・ ・ ・ 資料2 参照

当局管内における令和7年の休業4日以上之死傷者数（新型コロナウイルス感染症を除く。速報。）は2,453人で、令和6年（2,420人）より1.4%増加し、死亡者数は6人で、前年（11人）と比べ5人（45.5%）減少しました。令和7年の死亡災害は墜落・転落を原因としたものが多く発生しましたが、今年は交通事故による死亡者数が5月18日現在において4人となるなど、後を絶たない状態となっています。また、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害は増加しており、高年齢労働者の労働災害も高止まりしています。

### 《SafeworK 向上宣言について》

健康で安全な職場環境づくり等に向けた事業場トップの意思を表明する取組で、多くの事業場の安全意識の高揚を図るため、関係団体との連携を密にして、その登録のさらなる促進に取り組むこととしています。



\* SafeworK 向上宣言についての関連資料はホームページからご覧いただくことができます。

URL : <https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/safework-zerosaimiyagi.html>

二次元コード

#### 【添付資料】

- 資料1 : 令和8年度 宮城における全国安全週間実施要綱
- 資料2 : 令和7年 宮城県内における労働災害発生状況（速報版）
- 資料3 : 令和8年死亡災害概要（令和8年5月18日現在）



## 令和 8 年度宮城における全国安全週間実施要綱

### 1 趣 旨

全国安全週間は、昭和 3 年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で 99 回目を迎えます。

宮城労働局管内における労働災害は長期的には減少しており、令和 7 年の労働災害による休業 4 日以上の死傷者数は、新型コロナウイルス感染症によるものを除き、前年比 33 人 (1.4%) 増加し 2,453 人 (令和 8 年 4 月末現在速報値)、死亡者数は前年比 5 人 (45.5%) 減少し 6 人となりました。

労働災害の傾向としては、高年齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった作業行動に起因する災害が増加しています。また、死亡災害では、墜落・転落や一酸化炭素中毒などの災害が発生したほか、今年に入り交通事故による死亡者数が令和 8 年 5 月 18 日現在で 4 人となり、後を絶たない状況となっています。

令和 5 年を初年度とする第 14 次労働災害防止推進計画は 4 年目となり、引き続き労使一丸となった取組を行っていく必要があります。

これらの状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和 8 年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組むこととしています。

**多様な人材と 全員参加 みんなで育てる安全職場**

### 2 期 間

準備期間 6 月 1 日から 6 月 30 日まで

本 週 間 7 月 1 日から 7 月 7 日まで

### 3 主 唱 者

宮城労働局、中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター

### 4 協 賛 者

建設業労働災害防止協会宮城県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会宮城県支部

### 5 協 力 者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

## 6 実施者

各事業場

## 7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等を作成し、配布
- (2) 様々な広報媒体を通じた広報
- (3) 安全パトロール等の実施
- (4) 安全講習会や事業者間での意見交換、好事例を情報交換するワークショップ等の開催
- (5) 安全衛生に係る表彰の実施
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事への協力
- (7) 事業場の実施事項についての指導援助
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等の実施

## 8 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明(「SafeworK 向上宣言」の積極的な取組等)を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

## 9 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

- (1) 安全衛生活動の推進
  - ① 安全衛生管理体制の確立
    - ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
    - イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
    - ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
    - エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
  - ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
    - ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の

実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施

- イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
- オ 安全管理者、安全衛生推進者、作業主任者等に対する能力向上教育の実施

③ 自主的な安全衛生活動の促進

- ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- イ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- ウ 「SafeworK 向上宣言」の取組事項の確認

④ リスクアセスメントの実施

- ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

⑤ その他の取組

- ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
- ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

(2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策

① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- イ 経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知
- ウ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
- オ パート・アルバイト（いわゆるスポットワーク含む）の労働者への安全衛生教育の徹底

② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
- イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
- ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
- エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働

災害防止対策の実施

オ トラックの逸走防止措置の実施

カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

キ テールゲートリフター作業員への特別教育（学科及び実技）の徹底

③ 建設業における労働災害防止対策

ア 一般的事項

(ア) 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用

(イ) 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用

(ウ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施

(エ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施

(オ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保

(カ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施

(キ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

イ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施

ウ 建設三大災害（「墜落・転落災害」、「建設機械・クレーン等災害」、「崩壊・倒壊災害」）の防止

④ 製造業における労働災害防止対策

ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進

ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施

エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施

オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

カ 機械等製造者による、機械等を使用する事業者への、リスクアセスメント実施に資する残留リスク情報の提供

⑤ 林業の労働災害防止対策

ア 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく、チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施

- イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保
- ウ 立入禁止エリアの設定等による伐倒木等の激突災害防止

(3) 業種横断的な労働災害防止対策

- ① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
  - ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
  - イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
  - ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
  - エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
  - オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
  - カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施
- ② 高齢者に対する労働災害防止対策
  - 「高齢者の労働災害防止のための指針」に基づく、リスクアセスメントの実施、職場環境の改善、高齢者の健康や体力の状況の把握と対応、安全衛生教育の実施等、各種措置の実施
- ③ 外国人労働者に対する労働災害防止対策
  - 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- ④ 派遣労働者に対する労働災害防止対策
  - 派遣労働者に対する安全管理の徹底や安全活動の活性化
- ⑤ 特定自主検査の適正な実施
  - ア フォークリフト等の特定自主検査対象機械に対する確実な検査の実施
  - イ 特定自主検査基準に基づく検査の徹底
  - ウ 事業場内検査や検査業者の検査者に対する能力向上教育の実施
- ⑥ 交通労働災害防止対策
  - ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
  - イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
  - ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
  - エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- ⑦ 熱中症予防対策
  - ア 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底
  - イ 「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づく熱中症防止対策の実施
  - ウ 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」重点取組期間である7月は特に重点的に取り組むこと
- ⑧ 個人事業者等を含めた災害防止対策
  - ア 個人事業者等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生

の確保に必要な措置の実施

イ 安全衛生経費の確保等、個人事業者等を含む請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮

ウ その他個人事業者等が上記 9 (1) ~ 9 (3) ⑦に掲げる事項のうち、業務上の災害を防止するための取組を円滑に実施するために必要な安全衛生情報の提供、作業方法・手順の共有、作業環境の確保・改善、安全衛生教育の機会の提供等の配慮

## 令和7年労働災害発生状況(新型コロナウイルス感染症を除く) 速報版

令和8年4月8日 作成

宮城労働局

業種別	令和4年全期		令和5年全期		令和6年全期		令和6年 1月～12月		令和7年 1月～12月		前年同月増減			
	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	増減数	増減率	増減数	増減率
全産業	2567	15	2543	19	2420	11	2420	11	2453	6	33	1.4%	-5	-45.5%
製造業	440	4	410	4	459		459		424		-35	-7.6%		
食料品製造業	203		211		204		204		195		-9	-4.4%		
水産食料品製造業	65		73		68		68		64		-4	-5.9%		
その他	138		138		136		136		131		-5	-3.7%		
繊維工業、衣服その他の繊維製品製造	9		4		7		7		3		-4	-57.1%		
木材・木製品製造業	21	2	9	1	15		15		13		-2	-13.3%		
家具・装備品製造業	3		1		4		4		2		-2	-50.0%		
パルプ・紙・紙加工品製造業	13		4		4		4		5		1	25.0%		
印刷・製本業	2		7		11		11		4		-7	-63.6%		
化学工業	11		8		16		16		26		10	62.5%		
窯業土石製品製造業	21		18		19		19		20		1	5.3%		
鉄鋼業、非鉄金属製造業	9	1	8		12		12		11		-1	-8.3%		
金属製品製造業	30		33	1	51		51		39		-12	-23.5%		
一般機械器具製造業	17		18		12		12		12					
電気機械器具製造業	34		28	1	28		28		29		1	3.6%		
輸送用機械等製造業	24		17	1	26		26		25		-1	-3.8%		
造船業	12		4	1	9		9		11		2	22.2%		
その他	12		13		17		17		14		-3	-17.6%		
電気・ガス・水道業	3		6		4		4		6		2	50.0%		
その他の製造業	40	1	38		46		46		34		-12	-26.1%		
鉱業	8		10	2	4		4		1		-3	-75.0%		
土石採取業	8		9	2	3		3		1		-2	-66.7%		
その他			1		1		1				-1	-100.0%		
建設業	309	5	300	4	269	3	269	3	271	2	2	0.7%	-1	-33.3%
土木工事業	102	3	86		75	2	75	2	76	1	1	1.3%	-1	-50.0%
建築工事業	153	1	164	2	148		148		134	1	-14	-9.5%	1	
鉄骨・鉄筋コン造家屋建築工事	52		48		35		35		38		3	8.6%		
木造家屋建築工事業	58		57	1	43		43		48	1	5	11.6%	1	
建築設備工事業	12		10		8		8		6		-2	-25.0%		
その他の建築工事業	31	1	49	1	62		62		42		-20	-32.3%		
その他の建設業	54	1	50	2	46	1	46	1	61		15	32.6%	-1	-100.0%
運輸交通業	363	2	369	1	334	1	334	1	356		22	6.6%	-1	-100.0%
鉄道・軌道・水運・航空業	7		4		5		5		11		6	120.0%		
道路旅客運送業	34		51		30	1	30	1	37		7	23.3%	-1	-100.0%
道路貨物運送業	319	2	312	1	297		297		306		9	3.0%		
その他の運輸交通業	3		2		2		2		2					
貨物取扱業	23		21	1	23	1	23	1	7		-16	-69.6%	-1	-100.0%
陸上貨物取扱業	16		17		20	1	20	1	5		-15	-75.0%	-1	-100.0%
港湾運送業	7		4	1	3		3		2		-1	-33.3%		
農業	23	1	30		20		20		22		2	10.0%		
林業	24		32	1	46	4	46	4	17	1	-29	-63.0%	-3	-75.0%
畜産・水産業	33	1	32		30		30		39	1	9	30.0%	1	
商業	497		443	3	447		447		460		13	2.9%		
卸売業、小売業	435		392	2	400		400		397		-3	-0.8%		
その他	62		51	1	47		47		63		16	34.0%		
金融・広告業	23		28		22		22		21		-1	-4.5%		
映画・演劇業	2		2		2		2				-2	-100.0%		
通信業	33		25		16		16		41		25	156.3%		
教育・研究業	43		41		27	1	27	1	33		6	22.2%	-1	-100.0%
保健衛生業	300		347		308		308		330		22	7.1%		
接客娯楽業	181		179	1	181		181		183		2	1.1%		
旅館業	35		37	1	34		34		44		10	29.4%		
ゴルフ場	13		6		19		19		15		-4	-21.1%		
その他	133		136		128		128		124		-4	-3.1%		
清掃・と畜業	154	1	135		117		117		121	1	4	3.4%	1	
ビルメンテナンス業	81		76		58		58		61		3	5.2%		
廃棄物処理業	63	1	47		45		45		56	1	11	24.4%	1	
その他	10		12		14		14		4		-10	-71.4%		
官公署	3		4		2		2		3		1	50.0%		
その他の事業	108	1	135	2	113	1	113	1	124	1	11	9.7%		
警備業	40		52		34	1	34	1	39	1	5	14.7%		
その他	68	1	83	2	79		79		85		6	7.6%		
陸上貨物運送業	335	2	329	1	317	1	317	1	311		-6	-1.9%	-1	-100.0%
第三次産業	1345	2	1339	6	1235	2	1235	2	1316	2	81	6.6%		
小売業	358		327	1	350		350		323		-27	-7.7%		
飲食店	111		113		106		106		107		1	0.9%		
社会福祉施設	232		259		253		253		244		-9	-3.6%		

1. 死傷件数は令和7年に発生した災害について令和8年4月7日までに確認できた労働者死傷病報告(休業4日以上)により計上しています。
2. 死亡件数については、前月末までに把握したもの(速報)により計上しております。
3. 陸上貨物運送業は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計です。
4. 第三次産業は、商業、金融・広告業、映画・演劇業、通信業、教育・研究業、保健衛生業、接客娯楽業、清掃・と畜業、官公署、その他の事業の合計です。

令和8年3月末現在  
 宮城労働局管内の主要業種別労働災害発生状況(1月～12月) **速報版**  
 (新型コロナウイルス感染症を除く)

令和8年3月末現在

休業4日以上 の死傷者数 (うち死亡者数)	令和7年		令和6年同期		令和7年と令和6年の比較		
	発生数	死亡者数	発生数	死亡者数	増減数	増減%	
全産業	2,453人	(6人)	2,420人	(11人)	33人	( -5 人)	1.4%
製造業	424人	(0人)	459人	(0人)	-35人	( 0 人)	-7.6%
建設業	271人	(2人)	269人	(3人)	2人	( -1 人)	0.7%
陸上貨物運送事業	311人	(0人)	317人	(1人)	-6人	( -1 人)	-1.9%
林業	17人	(1人)	46人	(4人)	-29人	( -3 人)	-63.0%
第三次産業	1,316人	(2人)	1,235人	(2人)	81人	( 0 人)	6.6%
商業	460人	(0人)	447人	(0人)	13人	( 0 人)	2.9%
小売業	323人	(0人)	350人	(0人)	-27人	( 0 人)	-7.7%
社会福祉施設	244人	(0人)	253人	(0人)	-9人	( 0 人)	-3.6%
上記以外の業種の合計	114人	(1人)	94人	(1人)	20人	( 0 人)	21.3%

○休業4日以上  
の死傷者数 (うち死亡者数)

発生年	令和6年(1～12月)	令和5年(1～12月)	増減数	増減%
休業4日以上 の死傷者数 (うち死亡者数)	2420人 (11人)	2543人 (19人)	-123 ( -8 人)	-4.8%

令和7年労働災害発生状況(新型コロナウイルス感染症を除く)

速報版

令和8年3月末現在

	令和7年	令和6年 同期	令和7年と令和6年 との比較	
			増減数	増減%
休業4日以上 の死傷者数 (うち死亡者数)	2,453人 ( 6人)	2,420人 ( 11人)	33人	1.4%
仙台署	1,477人 ( 4人)	1,458人 ( 3人)	19人	1.3%
石巻署	335人 ( 1人)	347人 ( 4人)	-12人	-3.5%
古川署	312人 ( 1人)	286人 ( 1人)	26人	9.1%
大河原署	176人 ( 0人)	166人 ( 0人)	10人	6.0%
瀬峰署	153人 ( 0人)	163人 ( 3人)	-10人	-6.1%

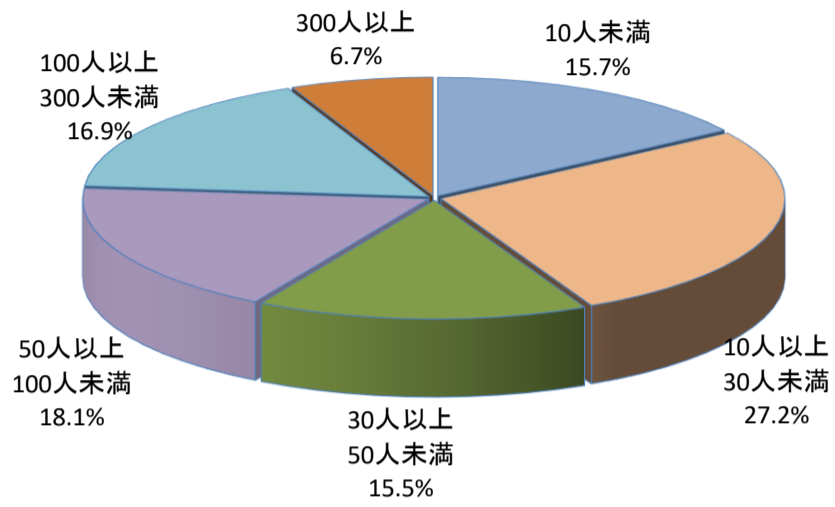
○ 年別の労働災害発生状況(1月～12月)

発生年	令和6年	令和5年	増減%
休業4日以上 の死傷者数 (うち死亡者数)	2420人 (11人)	2543人 (19人)	-4.8%

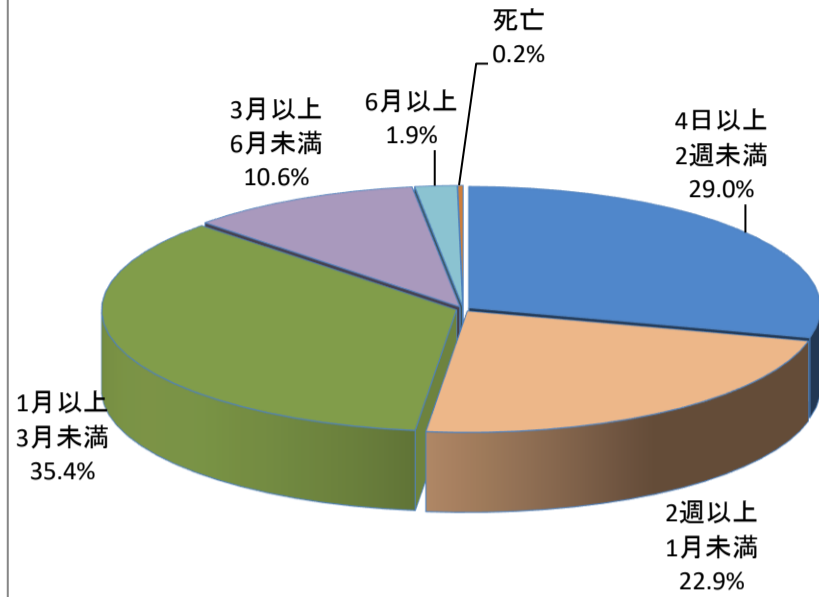
# 労働災害発生状況・全産業(令和7年) 速報版

(2453人)

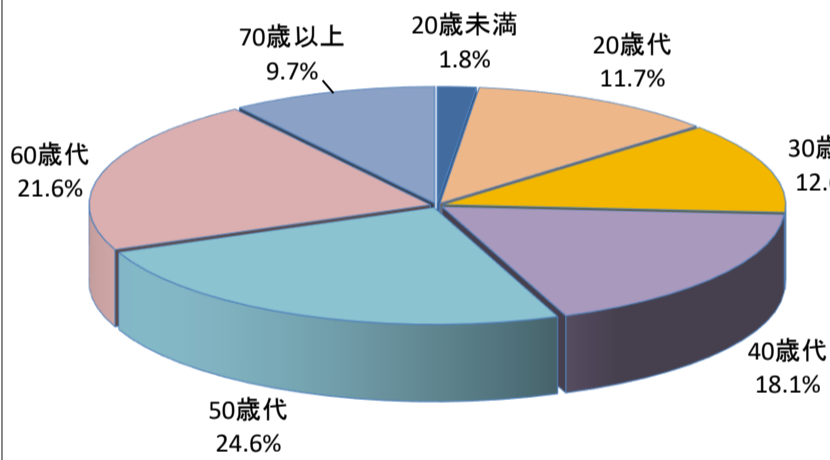
### (1)事業場規模別の状況



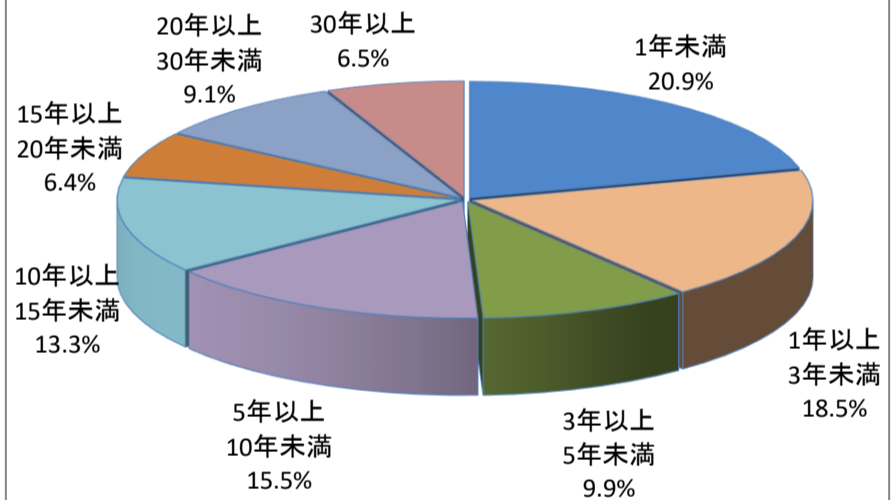
### (2)被災程度別の状況



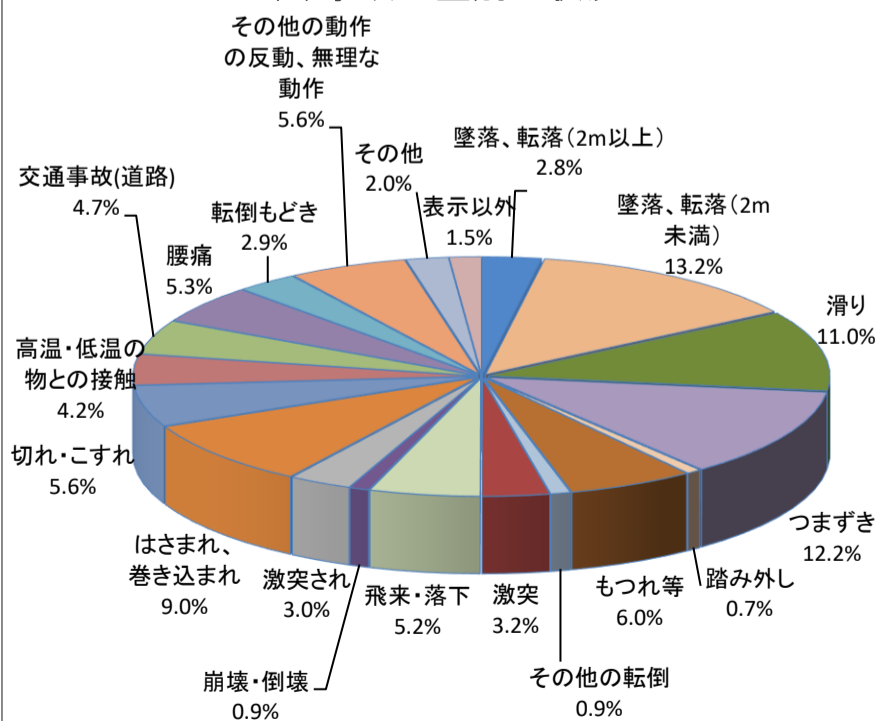
### (3)年齢別の状況



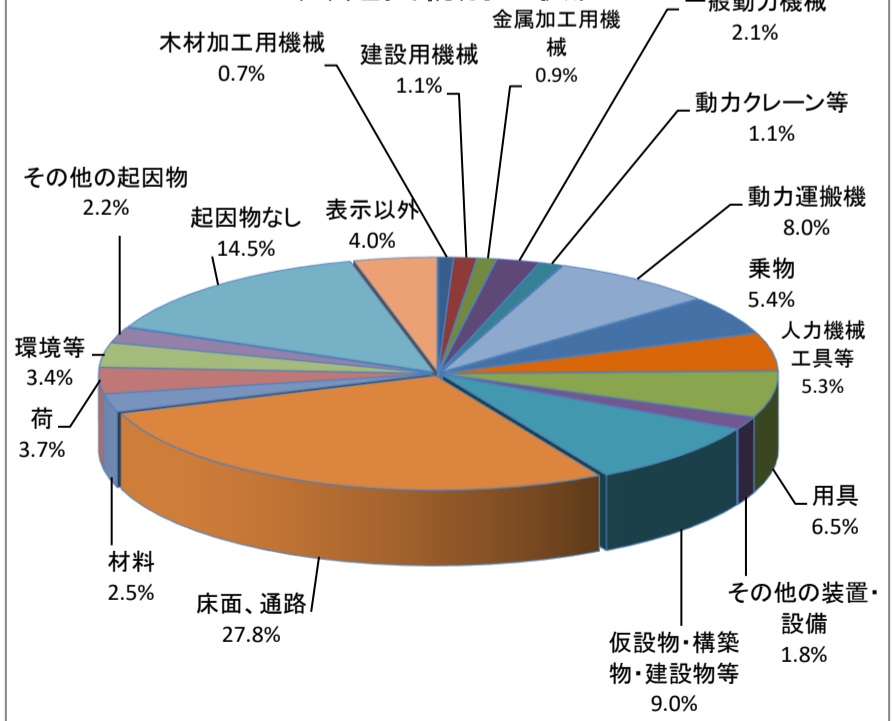
### (4)経験年数別の状況



### (5)事故の型別の状況



### (6)起因物別の状況



## 令和8年 宮城県内における死亡災害発生の概要

令和8年5月18日 現在速報

番号	業種	労働者数	事故の型	発生状況
	発生月	時間帯	起因物	
1	一般貨物自動車 運送業 (4.3.1)	10～49人	交通事故 (道路)	トラッククレーンに荷を積載し市道を走行中、凍結路面でスリップして歩道に乗り上げ横転した。事故処理をしていた被災者に、スリップした後続車（トラック）が激突した。
	1月	4時台	トラック	
2	自動車整備業 (1.17.1)	50～99人	交通事故 (道路)	キャリアカー（車輛運搬車）に車輛を積載し東北自動車道下り線を走行中、前方に停止していた大型トラックに追突した。
	1月	7時台	トラック	
3	その他の土木工 事業 (3.1.99)	1～9人	交通事故 (道路)	高速道路路肩規制の立て看板の撤去作業を終え、作業場所の後方を警戒するために停止させていた規制車に乗り込む際に、中型トラックが規制車に衝突した。
	4月	16時台	トラック	
4	警備業 (17.2.1)	50～99人	交通事故 (道路)	道路工事現場において、道路上を走行していた中型トラックが当該現場に突入し、交通誘導していた誘導員に激突した。
	5月	2時台	トラック	

(注)速報をとりまとめたものであり、今後、修正・削除される可能性がある。